



鳥取県公報

平成18年6月23日(金)
号外第103号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令(11)(福利厚生室) ... 1

訓 令

鳥取県訓令第11号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和39年鳥取県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後					改 正 前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
被服の交付を受ける職員	品 目	員数	使用期間(月)	備 考	被服の交付を受ける職員	品 目	員数	使用期間(月)	備 考
1 車庫長の職務に従事する職員並びに車庫主任、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課に勤務する職員	略				1 車庫長の職務に従事する職員並びに車庫主任、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課及び東京事務所	略			
2 車庫主任、自動車整備士及び運転	略				2 車庫主任、自動車整備士及び運転	略			

士の職務に従事する職員のうち管財課以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの

3 車庫主任、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの以外のもの

4～11 略

12 農業技手の職務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	48	園芸試験場に勤務する職員にあっては、使用期間を36月とする。
	作業服 (ズボン)	2	24	園芸試験場に勤務する職員にあっては、員数を3とする。
	盛夏シャツ	2	48	園芸試験場に勤務する職員にあっては、使用期間を36月とする。
	エンカ服	1	36	農業試験場及び園芸試験場に勤務する職員に限る。
	防寒服	1	36	
	防寒ズボン	1	36	
	ジャンパー (上衣及び頭巾)	1	36	園芸試験場に勤務する職員に限る。
	雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	1	24	
	布製手袋	8	12	
	ビニール製手袋	1	12	
	岡足袋	2	12	
	ゴム製半長靴	1	12	
	田植え長靴	1	12	農業試験場に勤務する職員に限る。
	防寒靴	1	36	農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。
	安全靴	1	36	農業試験場に勤務する職員に限る。

士の職務に従事する職員のうち管財課及び東京事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの

3 車庫主任、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課及び東京事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの以外のもの

4～11 略

12 農業技手の職務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	48	園芸試験場に勤務する職員にあっては、使用期間を36月とする。
	作業服 (ズボン)	2	24	園芸試験場に勤務する職員にあっては、員数を3とする。
	盛夏シャツ	2	48	園芸試験場に勤務する職員にあっては、使用期間を36月とする。
	エンカ服	1	36	農業試験場及び園芸試験場に勤務する職員に限る。
	防寒服	1	36	
	防寒ズボン	1	36	農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。
	ジャンパー (上衣及び頭巾)	1	36	園芸試験場に勤務する職員に限る。
	雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	1	24	
	布製手袋	8	12	
	ビニール製手袋	1	12	
	岡足袋	2	12	
	ゴム製半長靴	1	12	
	田植え長靴	1	12	農業試験場に勤務する職員に限る。
	防寒靴	1	36	農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。

	登山帽	1	12	員に限る。
13 略				
14 介助員の職務に従事する職員	看護衣 (長袖)	3	36	
	看護衣 (半袖)	2	24	
	トレーニングパンツ	2	48	
	ナース靴	2	12	
	三角布	2	24	
15 略				
16 略				
17 検査助手の職務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	48	
	作業服 (ズボン)	2	48	
	白衣	2	24	
	雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	1	36	農林水産部の機関に勤務する職員に限る。
	布製短靴	1	12	
	ゴム製半長靴	1	36	農林水産部の機関に勤務する職員にあっては、使用期間を24月とする。

図1-図3 略

	登山帽	1	12	
13 略				
14 医療助手の職務のうち看護の業務に従事する職員	看護衣 (長袖)	3	36	
	看護衣 (半袖)	2	24	
	トレーニングパンツ	2	48	
	ナース靴	2	12	
	三角布	2	24	
15 医療計算士の職務に従事する職員 (男子)	事務服 (上衣)	2	48	
16 医療計算士の職務に従事する職員 (女子)	事務服 (上衣)	2	48	
	盛夏シャツ	2	48	
17 略				
18 略				
19 検査助手の職務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	48	
	作業服 (ズボン)	2	48	
	白衣	2	24	
	雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	1	36	農林水産部の機関に勤務する職員に限る。
	布製短靴	1	12	
	ゴム製半長靴	1	36	農林水産部の機関に勤務する職員にあっては、使用期間を24月とする。
20 工業技手の職務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	48	
	作業服 (ズボン)	2	36	
	盛夏シャツ	2	48	
	盛夏ズボン	2	48	
	布製短靴	1	12	

図1-図3 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

